

三重縣公報(日刊) 明治二十五年三月二十五日 第三種郵便物認可

# 三重縣公報

第二百七十五號

昭和三年二月四日  
土曜日

## ○廳中事項

### ●叙任辭令

昭和二年十二月二十七日

兼舞鶴號運轉士 大園 源之助

事務ノ都合ニ依リ兼職ヲ免ス

昭和二年十二月三十一日

三重縣三重郡楠尋常高等小學校訓導

小森 重吉

四級上俸ヲ給ス

三重縣一志郡中郷尋常高等小學校訓導

森田 三七子

八級下俸ヲ給ス

三重縣一志郡奥津尋常高等小學校訓導

峯田 忠兵衛

八級下俸ヲ給ス但當分ノ内金四拾八圓給與

三重縣名賀郡瀧之原尋常高等小學校訓導

田中 常一

七級下俸ヲ給ス但當分ノ内金五拾八圓給與

三重縣志摩郡弘道尋常高等小學校訓導

大山 茂助

四級上俸ヲ給ス

三重縣志摩郡鳥羽尋常高等小學校訓導

井村 かつ

小學校令施行規則第二百二十六條第二號後段ニ依リ退職ヲ命ス

昭和三三年一月十五日

三重縣志摩郡答志尋常高等小學校訓導

近藤 眞曉

任三重縣桑名郡桑名第三尋常高等小學校訓導  
但本科勤務

六級上俸ヲ給ス但當分ノ内金七拾參圓給與

三重縣志摩郡片田尋常高等小學校訓導

山本 繁

任三重縣志摩郡答志尋常高等小學校訓導

但本科勤務

五級下俸ヲ給ス但當分ノ内金七拾八圓給與

昭和三年一月十六日

三重縣阿山郡玉瀧尋常高等小學校訓導

平地 敬次郎

任三重縣阿山郡壬生野尋常高等小學校訓導

但本科勤務

八級上俸ヲ給ス但當分ノ内金五拾貳圓給與

三重縣一志郡七栗尋常高等小學校訓導

三井 はな

小學校令施行規則第二百二十六條第二號前段ニ依リ退職ヲ命ス

昭和三年一月十七日

三重縣度會郡有田尋常高等小學校訓導

山本 淳次郎

小學校令施行規則第二百二十六條第二號後段ニ依リ退職ヲ命ス

昭和三年一月十八日

三重縣農林技手 島地 克哉

病蟲害豫防督勵委員ヲ命ス

三重縣農林技手 山家 作藏

病蟲害豫防督勵委員ヲ免ス

三重縣阿山郡中瀬尋常高等小學校訓導

稻森 龜一

小學校令施行規則第二百二十六條第二號後段ニ依リ退職ヲ命ス

昭和三年一月二十日

永井 武

任三重縣立松阪商業學校教諭

六級俸ヲ給ス

三重縣一志郡奧津尋常高等小學校訓導

杉山 すま

任三重縣一志郡竹原尋常高等小學校訓導

但本科勤務

九級下俸ヲ給ス

三重縣一志郡竹原尋常高等小學校訓導

榑原 きみの

任三重縣一志郡中郷尋常高等小學校訓導

但本科勤務

九級上俸ヲ給ス但當分ノ内金四拾四圓給與

三重縣一志郡八知尋常高等小學校訓導

田邊 かほる

任三重縣一志郡奧津尋常高等小學校訓導

但本科勤務

八級下俸ヲ給ス但當分ノ内金四拾七圓給與

三重縣一志郡豐地尋常高等小學校訓導兼校長

桑畑 達生

任三重縣一志郡雲出尋常高等小學校訓導兼校長

但本科勤務

四級下俸ヲ給ス但當分ノ内金八拾八圓給與

三重縣一志郡伊勢地尋常高等小學校訓導兼校長

飛岡 秀助

任三重縣一志郡豐地尋常高等小學校訓導兼校長

但本科勤務

五級下俸ヲ給ス

三重縣一志郡米ノ庄尋常高等小學校訓導

森 祐三

任三重縣一志郡伊勢地尋常高等小學校訓導兼校長

但本科勤務

六級上俸ヲ給ス

昭和三年一月二十一日

三重縣立津中學校教諭 小林 徳太郎

校長出張不在中三重縣立津中學校長事務取扱ヲ命ス

昭和三年一月二十四日

三重縣志摩郡鵜方尋常高等小學校訓導

森本章三

任三重縣津市養正尋常高等小學校訓導

但專科勤務

七級上俸ヲ給ス但當分ノ内金參拾八圓給與

昭和三年一月二十六日

四日市高等女學校教諭 中島 長藏

依願本職ヲ免ス

昭和三年一月二十七日

三重縣立志摩水產學校教諭兼舍監

西村 眞芳

兼職ヲ免ス

三重縣立志摩水產學校教諭

山田 知治

兼任三重縣立志摩水產學校舍監

月加俸八圓給與

三重縣一志郡太郎生尋常高等小學校訓導

宮田 稔

任三重縣河山郡玉瀧尋常高等小學校訓導

但本科勤務

七級下俸ヲ給ス但當分ノ內金五拾七圓給與

昭和三年一月二十八日

三重縣南牟婁郡尾呂志尋常高等小學校訓導

長田 憲治

小學校令施行規則第二百二十六條第二號後段ニ依リ退職

ヲ命ス

昭和三年一月三十一日

三重縣立志津高等女學校教諭 石居 淑

兼任三重縣立志津高等女學校舍監

月加俸六圓給與

三重縣立志津高等女學校教諭兼舍監

新井 乃 處

依願兼職ヲ免ス

高田 新七

任津市立工藝學校教諭

七級俸ヲ給ス但當分ノ內金八拾四圓給與

平野 末 數

任三重縣桑名郡城南尋常高等小學校訓導

但尋常科本科勤務

八級下俸ヲ給ス但當分ノ內金四拾六圓給與

職員改名

自動車運轉手桐谷末吉ハ客年十一月二十五日和孝ト改名セリ

職員改姓

三重縣立國見學園教諭安田謙旭、同保母兼教諭安田一枝ハ客年十二月二十八日孰モ佐藤ト改姓セリ

●教員改姓

三重縣立志津高等女學校教諭佐藤久代ハ昭和二年十二月

二十日岩瀬ト改姓セリ

●教員轉任

三重縣安濃郡新町尋常高等小學校訓導米谷孜ハ一月六

日福井縣立福井中學校教諭ニ轉任セリ

●教員死亡

三重縣北牟婁郡長島尋常高等小學校訓導竹村てるゑハ

昭和二年十二月二十八日、三重縣飯南郡波瀨第二尋常

高等小學校訓導小林敏一ハ一月四日孰モ死亡セリ

●公報休刊

三重縣公報一月三十一日、二月二日休刊セリ

○ 通 報

● 統第七一號

昭和三年二月四日

知 事 官 房

各市町村長殿(南平支廳管内ヲ除ク)

人口動態調査資料用紙年末使用殘數調提出方ノ件

人口動態調査票取扱規程(大正十五年七月一日  
縣訓令甲第五十號) 第四條ニヨリ一月末日限報告可相成標記調表未提出ノ向有之處理  
上差支居候條至急御提出相成度

●統第六二號

昭和三年二月四日

知事官房

支 廳  
 各 市 役 所  
 各 町 村 役 場  
 各 縣 立 學 校  
 諸 麻 衛  
 御 中

統計講習會講演錄發行ノ件

今般内閣統計局編纂ニ係ル昭和二年内閣統計講習會講演錄ヲ左記ニ依リ帝國地方行政學會(東京市京橋區加賀町九番)ヲシテ發行セシメ廣ク之カ普及頒布ヲ計リ度旨申越有之候條可成希望者御取纏ノ上直接右發行所へ御申  
 込相成度

記

- 一、發行期日 昭和二年十二月二十八日
- 一、樣式及頁數 菊版六號二段組五百六十頁
- 一、定價及送料 一部定價金參圓也送料内地十八錢

●庶第一一九號

昭和三年二月四日

内務部長

支廳長殿

各市町村長殿

縣稅滯納處分委任ノ件

大正十五年九月庶第八三〇號ヲ以テ他府縣ニ於ケル府縣稅滯納處分委任ノ件通牒致置候處香川縣ニ於テハ左ノ町ニ委任追加ノ旨通知有之候條御承知相成度

記

大川郡長尾町

香川郡佛生山町

香川郡香西町

●農第二〇六號

昭和三年二月四日

內務部長

支應長殿

各市町村長殿

肥料分析所ノ利用ニ關スル件

肥料取引ノ正確敏捷ヲ期スル爲昨年十月四日市市尾上町ニ三重縣立肥料分析所ヲ開設シ一般公衆ノ爲肥料及肥料原料並是等關係物料ノ分析又ハ鑑定ノ依頼ニ應シツツアルコトハ既ニ御承知ノコトト存候處當業者中ニハ未タ本所ノ開設ヲ知ラサル者モ可在之就テハ一層汎ク之ヲ利用セシメ一般公衆ノ便宜ヲ圖ルト共ニ間接ニ肥料ノ品質改善ヲ期シ以テ本所開設ノ目的ヲ達成致度候條御部内一般ニ周知方可然御取計相成度此段及通知候也

●農務第七七號

昭和三年二月四日

內務部 長

支廳 長 殿

各市町村長 殿

各都市茶業組合長 殿

茶業關係長期出張技術員 殿

茶業經營ニ關スル件

先般國立茶業試驗場ニ於テ開催セラレタル茶業組合中央會議所主催全國茶業技術員協議會ニ農林大臣ヨリ「茶業經營改善上必要ト認ムル事項並之カ普及上適切ナル指導方法如何」ニ付諮問相成候處別記ノ通告申有之候趣其ノ筋ヨリ通牒有之候ニ付テハ茶業ノ現況ニ鑑ミ極メテ適切ナル事項不尠ト被認候ニ付斯業獎勵上ノ參考ニ資セラレ度此段及移牒候也

別記

諮問事項 答申

一、茶園ノ經營ニ關スル事項

甲、改善ヲ要スル主ナル事項

イ、荒廢茶園衰弱茶園混植茶園等ヲ適當ニ整理又ハ更新シ茶園ノ經營ヲ一層經濟的ナラシムルコト

ロ、肥料施用量ヲ増加スルト共ニ其ノ合理的施用方法ノ普及ヲ圖ルコト

ハ、氣候土質茶園ノ狀況等ニ鑑ミ之ニ適合セル剪技法ヲ普及シ收量ノ増加、葉質ノ向上、均一及摘採勞費ノ節減ヲ圖ルコト

ニ、地方ノ狀況ニ依リ茶葉摘採缺ヲ適當ニ利用シテ摘採能率ノ増進ト勞費ノ節減ヲ圖ルコト

ホ、雜駁ナル茶樹ヲ整理スルト共ニ優良ナルモノヲ選擇シテ栽培スルコト  
 ヘ、適當ナル方法ニヨリ摘採ノ適期ヲ調節シ努力ノ緩和生産費ノ低減及品質ノ向上ヲ圖ルコト  
 ト、病虫害其ノ他災害ノ防除ヲ勵行スルコト  
 乙、指導獎勵ノ方法  
 イ、適當ナル個所(成ルヘク多數)ニ模範茶園又ハ指導茶園等ヲ設置シ茶園經營ノ實地指導ニ資スルコト  
 ロ、肥料ノ共同購入、共同配合等ヲ獎勵シ且ツ優良ニシテ經濟的肥料ヲ使用セシムルコト  
 ハ、茶園ノ新設又ハ整理更新等ニ對シ助成ノ途ヲ講スルコト  
 ニ、間作綠肥ノ栽培及敷草ヲ獎勵スルコト  
 ホ、病虫害其ノ他災害ノ共同防除ヲ獎勵スルコト

二、製茶ノ生産ニ關スル事項

甲、改善ヲ要スル主ナル事項

イ、優良ナル製茶機械ヲ利用シ工場設備ヲ完備シ製茶品質ノ改善ト生産費ノ節減トヲ圖ルコト  
 ロ、製造ハ自園自製主義ヲ基調トスルコト  
 ハ、止ムヲ得スシテ生葉ノ賣買ヲナス場合ニ於テハ適當ナル方法ニ依リ生葉生産者ト製造者トノ連絡ヲ圖ルコト  
 ニ、共同製造ノ普及發達ヲ圖ルコト  
 ホ、適當ナル方法ニヨリ製茶燃料費ノ節減ヲ圖ルコト  
 ヘ、生葉ノ取扱方法ヲ改善シテ製茶品質ノ向上ヲ圖ルコト  
 乙、指導獎勵ノ方法  
 イ、機械製茶設備ノ新設又ハ之カ改善ニ對シ助成ノ途ヲ講スルコト

三、販賣ニ關スル事項

甲、改善ヲ要スル主ナル事項

イ、製茶貯藏設備ノ改善充實ヲ圖リ製造後ニ於ケル品質ノ惡變ヲ防クト共ニ有利ニ販賣スルコト  
 ロ、製茶ノ荷造及包装ヲ改善シ輸送中ニ於ケル變質及脱漏等ニ依ル損害ノ防止ニ努ムルコトハ製茶賣買ノ際行ハルル歩引及粉引等ノ慣行アル地方ハ之ヲ廢スルコト  
 ニ、共同販賣ノ普及發達ヲ圖ルコト

乙、指導獎勵ノ方法

イ、製茶貯藏設備ノ改善充實ニ對シ助成ノ途ヲ講スルコト  
 ロ、茶業組合等ノ規約ヲ以テ容器、包装、荷造等ヲ統一スルコト  
 ハ、歩引、粉引等ノ慣行アル地方ニ於テハ茶業組合等ノ規約ヲ以テ之ヲ廢止スルコト  
 ニ、共同販賣ノ斡旋又ハ助成ヲ爲スコト

四、一般の事項

イ、府縣及茶業組合等ニ於ケル茶業技術員ノ茶業經營ニ關スル知識及技術ノ向上ヲ圖ルト共ニ主要産茶地ニシテ未タ其ノ設置ナキ地方ニアリテハ事情ノ許ス限リ速ニ優秀ナル技術員ヲ設置シテ指導獎勵上遺憾ナキヲ期スルコト  
 ロ、産茶地ニ於ケル普通農事擔任ノ町村技術員又ハ町村農會技術員ニ對シ茶業經營ニ關スル知識及技術ヲ修得セシメ當業者ノ指導ヲ爲サシムル様適當ノ方法ヲ講スルコト

- ハ、講習、講話其ノ他適當ナル方法ニ依リ當業者ノ茶業經營ニ關スル知識及技術ノ普及向上ヲ圖ルコト
- ニ、茶業研究機關ニ於テ茶業經營ニ關スル調査研究ヲ遂ケ適當ナル方法ヲ以テ之ヲ發表シ指導ニ資スルコト但シ主要産茶地ニシテ研究機關ノ設置ナキ地方ニアリテハ事情ノ許ス限リ速ニ之ヲ設置スルコト
- ホ、茶業ノ綜合的經營ヲ實施スル爲單位基礎團體ノ設置ヲ獎勵スルコト
- ヘ、農業倉庫業法ヲ適當ニ改正シ農業倉庫ノ取扱品目中ニ製茶ヲ指定シ生産者ヲシテ充分ニ之カ利益ヲ享受セシムルコト
- ト、茶業經營上工場ノ設備肥料ノ購入等ニ要スル資金ヲ低利ニ融通スルノ途ヲ講スルコト
- チ、製茶輸出貿易ノ消長ハ本邦茶業ノ死命ヲ制スルモノタルヘキヲ以テ官民一致之カ發展ヲ期スルコト

●商第四三三號

昭和三年二月四日

内 務 部 長

支 廳 長 殿  
各 市 町 村 長 殿

第七十六回美術展覽會開催ニ付出品方ノ件

東京上野公園櫻ヶ岡財團法人日本美術協會ニ於テハ來ル三月十五日ヨリ四月五日迄第七十六回美術展覽會ヲ開催シ彫刻及美術工藝品ヲ蒐集陳列シテ公衆ノ觀覽ニ供シ度趣ヲ以テ出品勸誘方依頼越ノ次第モ有之候條左記要項御了知ノ上精々御勸奨相成度

記

第七十六回美術展覽會規定

- 一、本會ハ彫刻、美術工藝品ヲ陳列シテ公衆ノ觀覽ニ供シ斯道ノ進歩發達ヲ獎勵スルヲ以テ目的トス
- 二、本會ハ昭和三年三月十五日ヨリ四月五日マテ東京市上野公園櫻ヶ岡本會列品館ニ於テ開催ス
- 三、本會ノ出品ヲ左ノ如ク類別ス

- 第一類 彫刻(但シ實材ニ限ル)
- 第二類 建築、圖案
- 第三類 玉、石、木、竹、牙、角介甲彫品、木雜箴
- 第四類 彫金、鍍起、鍍金
- 第五類 鍍金、鍛金
- 第六類 陶磁、七寶彫玻璃
- 第七類 漆器、蒔繪

第八類 染織、刺繡

第九類 寫眞、製版

- 四、出品ハ總テ鑑査ヲ行フコト但シ委員及前委員ノ出品ハ鑑査ヲ加ヘス
- 五、出品ハ授賞アル展覽會ニ出品セサリシモノニ限ル但シ同一人ノ出品ハ五點以內トス
- 六、出品者ハ三月五日ヨリ三月八日マテニ出品目録ヲ添ヘ現品ヲ本會ニ搬入セラルルコト
- 七、出品人ト製作人ト異ナルカ又ハ協賛人アルトキニハ其ノ住所氏名ヲモ併セテ出品目録ニ書キ添ヘラルルコト

八、出品物非賣品ナルトキハ出品目録ニ其ノ旨ヲ記入セラルルコト

九、出品中其ノ圖樣形式ニ典故故實等アルモノハ可成觀覽者ニワカル樣說明書ヲ添ヘラルルコト

一〇、凡テ出品セラレタ時ハ本會ヨリ預證ヲ交付シ返戻ノ時ハ其ノ預證ト引換ニ物品ヲ交付スルコト

二、出品ハ之ヲ審査シ其ノ中優秀ナルモノニハ其ノ製作者ニ左ノ褒賞ヲ贈與ス

- 一、日本美術協會賞
- 二、銀賞牌
- 三、銅賞牌

製作者カ出品者ト異ルトキハ製作者ノ受ケル褒賞ノ等級ニ應シテ出品者ニモ左ノ褒賞ヲ贈與ス

協 賛 賞 狀

三、出品者又ハ製作者ハ其ノ出品ノ鑑査ニ就キ異議ヲ申立テサルコト

三、凡テ出品ハ開會中ニ搬出スルコトヲ得サルコト

四、出品ノ購買者ヘハ賣價三割以上ノ證據金ヲ領收シテ賣約證ヲ交付シ閉會後三日以內ニ授受ノ手續ヲナシ其ノ代金ハ追テ出品者ニ交付スルコト

五、出品者ハ賣約品ノ代金中ヨリ左記ノ金額ヲ展覽會經費補助トシテ寄附セラルルコト

- 一、會員ノ出品ハ 賣價百分ノ十

一、會員以外ノ出品ハ 賣價百分ノ十五

二、參考品或ハ他ノ特別陳列ヲ行フコトアルヘシ

三、出品ノ荷造費往復運賃等ハ出品者ニ於テ自辨セラルコト

四、凡テノ出品ハ保管中充分ノ注意ヲ盡スヘキモ避クヘカラサル變災等ノ爲メニ紛失毀損シタルトキハ本會ハ其ノ責ニ任セサルコト

五、出品中本會ニ於テ臨寫撮影スルコトアルモ觀覽者カ出品ヲ臨寫撮影スルヲ禁スルコト但シ特ニ臨寫撮影ヲ望ム方ハ出品者ノ承諾書ヲ添ヘテ本會ヘ申出アリタキコト

六、出品ハ閉會後三日以內ニ引取ラルルコト若シ期限内ニ引取リナク又ハ遠隔地方カラノ出品テ豫メ本會ヘ荷造返還方ノ申出アル方ニハ遞送費先拂テ之ヲ返送スルコト

七、會場開閉時刻、觀覽料金、觀覽謝絶、會期ノ變更等ハ臨機會場ニ揭示スルコト

八、本會テ特ニ指名シタル學校ノ徽章、制帽、制服ヲ佩着シタル者ハ無料入場ヲ許スコト

昭和二年十二月

財團法人 日本美術協會

東京市下谷區上野公園櫻ヶ岡

電話下谷一九一〇番

出 品 目 録

番 號	物 名	物 資 及 寸 法 若 形 式 紋 繪	作 人 名	製 作 年 代	個 數	賣 價 又 ハ 非 賣	臺 又 ハ 附 屬 品	外 箱 包 物

昭和三年 月 日 住所 氏名 生年 月 日

財團法人日本美術協會第七十六回美術展覽會御中

●商第八九〇號

昭和三年二月四日

內務部長

支廳長殿  
各市町村長殿

大禮記念交通文化名古屋博覽會開催並日本名所館開設ニ關スル件

今般帝國交通協會主催シ別記ノ通大禮記念交通文化名古屋博覽會開催ノ趣ヲ以テ出品方依頼越ノ次第モ有之候條精々御勸奨相成度

(別記)

趣意書

最近交通事業カ加速度的勢力ヲ以テ勃興シ、社會ノ文化ニ貢獻スル處多キハ今更言ヲ要セサル所ナリ將來國民ハ益々協力一致シテ交通ノ發達ヲ企圖スヘキハ將ニ社會ニ對スル責務ナリト信ス

即チ茲ニ交通事業ノ現況ヲ汎ク紹介シ世界ニ於ケル日本ノ交通上ノ地位、運輸、交通、通信組織及機關ノ配備、活動等ヲ考查研究シ併テ其ノ改良發達ニ資スルト共ニ一面我國ノ産業上國防上ノ見地ヨリ愈々其ノ勃興大成ヲ期スヘキ大任務ノ下ニ畏クモ明秋行ハセラルル御即位ノ御大典ヲ紀念シ奉リ我國ノ商工業及東西交通ノ中心地タル大名古屋ノ地ニ於テ昭和三年四月陽春ノ期ヲトシ交通文化大博覽會ヲ開催スルニ到レルモノナリ

由來交通ハ文化ノ先驅ニテ我國カ歐米諸國ニ比シ文化ノ程度ニ於テ懸隔ヲ有スルノ状態ニアルハ全ク交通機關ノ施設ニ於テ劣レルニ原因スルノミナラス殊ニ我國累年輸入超過ハ種々他ニ原因之レアリト雖交通設備ノ不備ニ基因スル所亦甚タ多シトスルモノナリ茲ニ空ニ陸ニ海ニ完全ナル交通網ヲ整備シテ將來ノ世界的産業戰ニ一步ヲ進ムヘキハ方ニ國民ノ急務ナリト云ハサルヘカラス即チ世界ニ於ケル交通運輸通信ノ縮圖ヲ一堂ノ下ニ集メ苟モ交通事業ニ關聯セル諸種事業ノ大勢ヲ觀察セシメ一般ニ良ク交通施設ニ關スル理解ヲ徹底セ

シメ且ツ技術的學術的智識ヲ擴充シ國民ノ交通總動員ノ訓練ノ機會タラシメンコトヲ期シ茲ニ最モ社會的意義アル大博覽會ヲ開催スルニ至レル所以ナリ  
 希クハ大方各位ノ甚大ナル御賛援ヲ賜ハラシコトヲ乞フ  
 昭和二年十一月

大禮記念交通文化名古屋博覽會

會長 平賀 周

概要

一、會期 自昭和三年三月二十一日至同年五月十日(五十一日間)

一、會場 第一會場陸軍幼年學校跡(名古屋城清水門前) 第二會場市立高等女學校跡

各部門

- 航空ノ部 飛行機、飛行船、航空輸送ニ關スル普及宣傳並一般ノ出品
- 交通ノ部 電車、汽車、自動車、自轉車、其ノ他陸上交通及輸送ニ關スル普及宣傳並一般ノ出品
- 海上ノ部 汽船其ノ他海上輸送ニ關スル普及並一般ノ出品
- 機械ノ部 交通機關ニ關スル機械器具一般ノ出品
- 都市ノ部 都市ニ於ケル交通ト其ノ文化ニ關スル資料並一般ノ出品
- 府縣特産ノ部 府縣特産ト各地トノ交通運輸ノ現在並關スル資料並一般ノ出品
- 旅行ノ部 神社、佛閣、溫泉、遊覽地其ノ他名所舊蹟及旅行ノ參考資料並出品
- 電氣ノ部 電氣應用、機械、器具ニ關スル一般ノ出品
- 特賣ノ部 各種優良特賣品ノ出品及即賣
- 參考ノ部 各種ニ屬セス且ツ一般學術、智識ノ普及ニ裨益スル一般ノ出陳

家庭ノ部 文化生活ノ家庭資料並一般出品  
 保險ノ部 生命、徵兵、傷害、火災保險ニ關スル資料並出品

特別設備

- 一、世界漫遊館 各國風景及人種ト風俗ニ關スル資料
- 一、空中旅行館 飛行機塔乘大模型運轉
- 一、星ノ世界館 地球ヨリ見タル、觀測パノラマ  
星ヨリ見タル

- 一、未來ノ交通館 未來ノ交通設備及豫想資料
- 一、日本名所館 日本全國名所舊蹟ノパノラマ
- 一、餘興館 第一、第二

出品規定

第一條 本博覽會出品物ハ交通ニ關スルモノ及之ニ關聯セル一般ノ特産優良品ニ就キ本會出品査定委員會ニ於テ推薦シタルモノトス

第二條 本會ノ出品ニ關シテハ左ノ場所料ヲ徵收ス

- 一、場所料(イ)一小間(間口一間奥行三尺) 一等金四拾圓 二等金參拾圓
- 一、同 (ロ)一坪 一等金六拾圓 二等金四拾圓

(外二十坪室アリ應御相談)

- 一、特賣館場所料 (間口一間) 金四拾圓

特殊ノ場所ニツキテハ其ノ都度之ヲ定ム

第三條 現品ヲ本博覽會ニ出品シ難キモノニアリテハ其ノ模型又ハ寫眞及圖面ノ類ル出品スルコトヲ得



大禮記念交通文化名古屋博覽會御中

左記

- 一、賣約價格ハ出品目錄所載ノ單價ニ依ルコト
  - 一、賣約金額ノ百分ノ五ヲ貴會ニ收納セララルコト
  - 一、委託品賣上代金ノ清算ハ閉會後十日以内ニ濟了ノコト
- 但シ本項拂渡シニ要スル費用ハ出品人ノ負擔トス

以上

名古屋事務局  
大阪事務局

名古屋市中區新榮町三丁目 陸田ビル内 電話東五七九五番  
大阪市新町橋東詰帝國交通協會内 電話船場八一二番

商第九〇一號

昭和三年二月四日

内務部長

支應長殿  
各市町村長殿

秋田縣國產振興特產工藝品展覽會開催ノ件

來ル四月二十五日ヨリ五月九日迄十五日間秋田縣主催ヲ以テ前記ノ通國產振興特產工藝品展覽會開催ノ趣ヲ以テ出品方依頼越ノ次第モ有之候條御部内一般ニ周知ノ上精々御勸奨相成度

秋田縣主催國產振興特產工藝品展覽會趣意書及規則  
趣意書

國運ノ進展國力ノ充實ハ常ニ産業ノ發達ニ俟ツモノ多ク産業ノ發達ハ地方特產品ノ振作ヲ計ルヨリ急ナルハナシ然ルニ現下我カ國産業ノ狀勢ハ歐洲戰亂後財界ノ不況ト共ニ萎微トシテ振ハス外國貿易亦比年輸入超過ノ趨勢ヲ示シツツアルハ洵ニ憂慮ニ堪ヘサルナリ蓋シ國產ノ振興貿易ノ伸暢ヲ圖リ以テ此ノ難局ヲ打開スルノ途ヲ講スルハ現下ニ於ケル邦家喫緊ノ要事ナリト信ス

本縣曩ニ之レカ施設ノ一端トシテ工業試驗場ヲ開設シ以テ時代ノ要望ニ添ハントス而シテ之レカ開場ハ明春櫻花爛漫ノ季ヲ以テシ此時此機ヲトシ永ク意義アラシムカ爲メ帝國全土ニ亘リ各其ノ代表的工藝特產品ノ出品ヲ乞ヘ之ヲ廣ク展示公開スルト共ニ斯道ノ大家ヲ招聘シ嚴密ナル審査ヲ行ヒ製品ノ改善ト商品トシテノ趨向ヲ明カニシ以テ國產ノ振興ト其ノ愛用普及ヲ圖リ輸出増進輸入防遏ニ聊カ寄與スルアラシムコトヲ期シ茲ニ國產振興特產工藝品展覽會ノ開設ヲ計劃セル所以ナリ

而シテ縱令規模大ナラスト雖モ邦家産業界ノ覺醒ニ資スル不而已各當業者ヲシテ益々向上發達セシムルノ助

長手段タルニ外ナラサルヲ以テ庶幾クハ深甚ノ御援助ヲ賜ハラシコトヲ

特産工藝品展覽會規則

第一章 總 則

第一條 本會ハ國産振興特産工藝品展覽會ト稱ス

第二條 本會ハ地方特産工藝品ノ改良ヲ圖リ以テ國産ノ振興ト其ノ愛用普及ノ獎勵ニ資スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ秋田縣之ヲ主催ス事務所ヲ秋田縣廳ニ置ク

第四條 本會ハ秋田市ニ開設ス

第五條 本會ノ會期ハ昭和三年四月二十五日ヨリ五月九日迄十五日間トス

第六條 本會ノ出品區域ハ帝國ノ領土全部トス

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名

副會長 二名

顧問 二名

商議員 二名

審査長 一名

審査官 若干名

事務長 若干名

事務委員 一名

事務委員 若干名

第八條 會長ハ秋田縣知事副會長ハ内務部長タル秋田縣書記官及秋田商業會議所會頭之ニ當リ事務長ヲ商工

水産部長ヲ以テ之ニ充テ顧問商議員及委員ハ知事之ヲ任命又ハ囑託ス

第九條 審査長審査官ハ商工大臣ニ派遣ヲ申請スルモノトス

審査員ハ知事之ヲ任命又ハ囑託ス

第十條 會長ハ會務ヲ總理ス副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

顧問ハ會長ヲ補佐シ重要會務ニ關與ス

商議員ハ會長ノ諮問ニ應シ且ツ重要ナル協議ニ參與ス

事務長ハ會長ノ命ヲ受ケ會務ヲ掌理ス

事務委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ分掌ス

第十一條 審査長ハ審査事務ヲ總理ス

審査官、審査員ハ審査長ヲ補佐シ且ツ審査事務ヲ分掌ス

第十二條 本會ノ役員ハ總テ名譽職トス

第二章 出 品

第十三條 本會ノ出品ヲ別チテ左ノ七部トス

第一部 金屬工藝品

第二部 木竹工藝品

第三部 漆器品

第四部 纖維工藝品

第五部 窯業工藝品

第六部 皮革及ゴム工藝品

第七部 其ノ他工藝品

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ出品スルコトヲ得ス

一、風俗又ハ秩序ヲ紊シ若クハ衛生ニ害アルモノ

一、公衆ニ嫌忌ノ感ヲ與フルモノ

一、物品ノ種類性質容積等ニヨリ出品ニ適セスト認メタルモノ

第十五條 本會ハ出品ニ對シ相當保護ヲ爲スヘシト雖モ火災盜難其ノ他不可抗力ニ困ル損害ハ其ノ責ニ任セス

第三章 審査及褒賞

第十六條 出品ハ總テ之ヲ審査ス但シ左ニ掲クルモノハ此限リニアラス

一、官廳學校ノ出品

二、外國製品

三、出品人ニ於テ審査ヲ望マサルモノ

第十七條 審査ノ爲メ出品物ヲ消耗又ハ毀損スルコトアルモ出品人ハ之ニ對シ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第十八條 審査規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十九條 褒賞ハ左ノ五種トス

一、優等賞

一、壹等賞

一、貳等賞

一、參等賞

一、褒狀

第二十條 審査並ニ授賞ニ就テハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二十一條 同一ノ出品人ニシテ同一部中ニ於テ數個ノ褒賞ヲ受クヘキモノアリタルトキハ褒賞ハ最高ノモノ一個ヲ授與ス

第二十二條 褒賞授與式ハ昭和三年五月九日之ヲ舉行ス

第四章 觀覽

第二十三條 本會ノ觀覽時間ハ毎日午前九時ヨリ午後九時迄トス但シ時宜ニヨリ觀覽時間ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第二十四條 觀覽人ハ看守人又ハ係員ノ承諾アルニアラサレハ陳列品ニ手ヲ觸ルルコトヲ得ス

第二十五條 酔狂惡疫若ハ嫌忌ヲ感セシムルモノト認ムルトキハ入場ヲ差止メ又ハ退場セシムルコトアルヘシ

第五章 雜則

第二十六條 本會ニ附設シテ開催スヘキ發明品陳列會、家庭用電氣瓦斯用具陳列會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十七條 會場ノ光景其ノ他出品物ヲ模寫シ又ハ撮影セントスル者ハ本會ノ許可ヲ受クヘシ

第二十八條 本會ノ許可ヲ受クルニアラサレハ陳列館及其ノ他ノ建設物内ニ於テ火氣ヲ用ユルコトヲ得ス

第二十九條 本則、其ノ他諸規則、命令ヲ遵守セサルトキハ本會ニ於テ任意ノ處置ヲ爲シ且ツ之カ爲メ要シタル費用ヲ徴收スルコトアルヘシ

第三十條 出品其ノ他ニ關スル規定ハ別ニ定ム

出品規定

第一條 本會ニ出品セントスル者ハ第一號書式ニコリ出品申込書ヲ昭和三年二月末日迄本會ニ差出シ其ノ承

- 認ヲ受クルモノトス
- 第二條 前條ノ承認ヲ受ケタル者ハ第二號書式ニヨル出品目録ニ第三號書式ニヨル解説書ヲ添ヘ昭和三年三月十日迄ニ本會ニ提出スヘシ
- 第三條 出品物ハ昭和三年四月十日迄搬入スヘシ
- 第四條 出品人ハ會期中陳列場所ヲ開鎖シ又ハ陳列品ヲ撤去スルコトヲ得ス
- 第五條 出品物ノ荷造、運搬、配達料等ハ總テ出品人ノ負擔トス第六條出品物ニハ各品毎所定ノ附札(第四號様式)ヲ添付スヘシ但シ審査品、參考品及非賣品ハ特ニ其ノ旨記入スヘシ
- 第七條 出品物ノ賣約ハ秋田縣商工協會ヲシテ之ニ膺ラシム但シ手數料ハ賣上金高ノ百分ノ五トス
- 第八條 出品物ノ賣約ヲ希望スル者ハ代價ノ全額ヲ支拂フヘシ但シ拾圓以上ノモノニアリテハ手付金トシテ其ノ三分ノ一以上ヲ支拂ヒ殘額ハ閉會後五日以内ニ賣約品ト引換ニ支拂フコトヲ得
- 第九條 賣約品ハ閉會後五日以内ニ賣約證ト引渡スモノトス但シ賣約人期日以内ニ代價ヲ支拂ハサルトキハ賣約ヲ取消シ手附金ハ之ヲ還付セス
- 第十條 出品物ノ搬出ハ閉會ノ翌日ヨリ一週間以内トス、若シ期間中ニ搬出ナキ時ハ本會ニ於テ適當ノ處置ヲナスヘシ此ノ場合ニ於ケル費用ハ出品人ノ負擔トス
- 第十一條 賣約代金ハ閉會後三十日以内ニ精算シ之ヲ出品人ニ交付スルモノトス
- 第一號書式 (申込書ハ出品部類毎ニ差出スヲ要ス)

出品申込書 (申込期限昭和三年二月末日)

一、第一部 第類

(出品物名)

號	第	受	品
日	月	年	昭
和			

右國產振興特產工藝品展覽會規則ニ依リ出品致度此段申込候也

昭和三年 月 日

住所 府 市 郡 町 村 番地

氏 名

秋田縣主催  
國產振興特產工藝品展覽會御中

第二號書式

出品目録		住所		縣 府		市 郡		町 村		番地	
第 部 第 類		氏 名		印							
番 號	品 名	數 量	單 價	小 計	摘 要						
昭 和	年 月 日					秋田縣主催國產振興特產工藝品展覽會御中					

品受第 號  
昭和 年 月 日

第三號書式

備考

- 一、本日録ハ一類毎ニ別紙ニ認ムル事
- 二、番號ハ一類毎ニ之ヲ記入スルコト
- 三、本日録ニハ必ス解説書ヲ添付スルコト
- 四、審査品參考品及非賣品ハ特ニ其ノ旨ヲ摘要欄ニ朱書スルコト

解説書

品受第 號  
昭和 年 月 日

府縣  
部類  
部類  
品目  
出品  
住所  
職業  
氏名

創業年月  
製造所及其ノ所在地  
製造方法  
原料ノ種類及其ノ產地  
用途及其ノ特長  
從業人員及原動力ノ種類並馬力

一ケ年ノ製産數量	一ケ年ノ製産價額	販路先	義務上ノ經歷概要	内外博覽會又ハ共進會ニ於テ受ケタル褒賞ノ年月日及等級	審査請求主眼

右ノ通りニ候也  
昭和三年 月 日

秋田縣主催國產振興特産工藝品展覽會御中  
備考  
一、本解説書ハ出品目錄提出ノ際ニ通テ差出スコト  
二、本解説書ハ各品毎ニ提出スルコト

第四號書式

第 出 品 名
---------

部			
品番	第	號	號
賣價	住	氏	號
價	所	名	號
			摘要

注意 非賣品ハ賣價ノ欄ニ非賣ト朱記スルコト

● 商第五、二六〇號

昭和三年二月四日

各市町村長殿

内 務 部 長

メートル法實行調報告ノ件

メートル法度量衡ニ改定實行事實調ハ爾今左記各項ニ依リ御報告相成度此段依命及通牒候也

追テ大正十三年七月十日付農第三、六三六號及同十五年八月十日付商第三、〇四四號ノ通牒ハ廢止ノコトニ御承知相成度候

記

一メートル法實行調ハ別表(自第一號表至第五號表)様式ニ依リ第一號表ニ付テハ毎年其ノ年内ニ於テ新ニ制定セル法規又ハ實行セル事項ヲ其ノ他ニ付テハ毎年十二月末日ニ於ケル事實ヲ各々調査記入シ翌年一月末日迄ニ遲滞ナク提出スルコト

二、施設事業ニシテ顯著ナルモノハ隨時報告スルコト但シ定時報告ノ分ヨリ之ヲ控除セサルコト

注意 自第二號表至第五號表ハ實行者ナキ場合ト雖各々現在數(學校別、團體別、事業別、商業別)ヲ調査記入ノ上提出スヘキコト

(別表)

(第一號表)

官公署其ノ他ノ公務所ニ於ケルメートル法實行調 (昭和 年)	官公署其ノ他ノ公務所	規定件名又ハ實行事項	發布年月日	實施年月日	發行年月日	摘要
-------------------------------	------------	------------	-------	-------	-------	----



市町		團體別	現在數	現在實行者數	摘要
		同業組合			
		工業組合			
		產業組合			
		畜産組合			
		水産組合			
		漁業組合			
		水利組合			
		森林組合			
		酒造組合			
		耕地整理組合			
		農會			
		商業會議所			
		其ノ他ノ公共團體			

茶業組合	準則組合	青年會其ノ他ノ團體	計

備考

- 一、組合ノ定款ヲ又ハ團體規約ヲメイトル法ニ改訂シタルモノト雖モ實行數ニ加フルコト
- 一、本表團體別以外ノ組合ニシテ特ニ掲上スル必要アリト認ムルモノハ空欄ノ箇所ニ記入スルコト
- 一、實行者ノ有無ニ拘ラス現在數ヲ掲クルコト
- 一、摘要ハ成ルヘク詳細ニ掲記スルコト

(第四號表)

事業別	現在數	現在實行者數	摘要
度量衡法施行令附則中第七表ノ事業方面ニ於ケルメイトル法實行調(昭和 年未現在)			
電氣事業			
瓦斯事業			
水道事業			

市町		原動機ヲ用フル 運輸事業	鑛業法ノ適用ヲ 受クル事業	醫 業	調 劑 業	機 械 工 業	化 學 工 業	電 爐 製 品 製 造 業 及 金 屬 精 鍊 業	雜 工 業	食 料 品 製 造 業	計

備考

- 一、第七表度量衡法施行令ノ八中(一)ヨリ(八)マテヲ機械工業(九)ヨリ(二十四)マテヲ化學工業(二十五)ヨリ(三十)マテヲ食料品製造業(三十一)(三十二)ヲ雜工業トス
- 一、實行者ノ有無ニ拘ラス現在數ヲ掲クルコト
- 一、摘要ハ成ルヘク詳細ニ掲記スルコト

(第五號表)

市町		商業方面ニ於ケルメートル法實行調 (昭和 年未現在)										
商 業 別	現 在 數	現 在 實 行 者 數	摘								要	
白 米 商												
雜 穀 商												
麵 類 商												
酒 類 商												
味 噌 醬 油 商												
鹽 商												
砂 糖 商												
菓 子 商												
茶 商												
牛 乳 商												
肉 類 商												

計	其ノ他	公設市場	雜貨商	青物商	魚商	乾物商	綿商	吳服太物商	石炭、薪炭商

備考

- 一、數種ノ中一種ノ商品ヲメートル法ニ依リ販賣スルモノト雖モ實行者トシテ掲上スルコト
- 一、本表商業別以外ノ商店ニシテ特ニ掲上スルノ必要アリト認ムルモノハ空欄ノ箇所ニ記入スルコト
- 一、實行者ノ有無ニ拘ハラス現在數ヲ掲クルコト
- 一、摘要ハ成ルヘク詳細ニ掲記スルコト

●耕第五八號

昭和三年二月四日

内務部長

市廳長殿

各市町村長殿

開墾地移住紹介ニ關スル件

今般其ノ筋ヨリ山梨縣下ニ於テ移住者ヲ要スル開墾地ニ付左記ノ通紹介有之候條周知方御取計相成度此段及移牒候也

記

移住ヲ要スル開墾地

(一)開墾地所在

山梨縣東八代郡笛吹川廢河川耕地整理組合地區タル舊笛吹川廢河川敷地ニシテ左記町村ニ跨ル

東山梨郡春日居村大字小松

同 郡岡部村大字國府、鎮目、山崎、松本

東八代郡一宮村大字田中

同 郡石和町大字川中島、八田、市部、窪中島、四日市場、廣瀬

同 郡富士見村大字唐柏、東高橋、今井河内、井戸東油川

西山梨郡甲運村大字川田

同郡玉緒村大字向、上阿原、七阿原、西高橋

同郡住吉村大字下増坪、上村

同郡山城村大字西油川

(二) 事業者住所氏名

山梨縣東八代郡石和町市部一千百二番地

笛吹川廢河川耕地整理組合

組合長 小松 導 平

(三) 開墾地ノ概況

(イ) 位置及地勢

舊笛吹川廢川敷一帯ノ平坦地ニシテ石和町ヲ略中央トシテ延長二里餘土地高燥ナルカ故ニ衛生保健ニ適シ且ツ交通水利社會的施設ニ至便ニシテ各種ノ職業ヲ營ムニ好適ス

(ロ) 水利

笛吹川本流及其ノ他ノ支流ヨリ取入ルル水路ハ地區内ヲ縱横ニ疏通スルカ故ニ灌溉雜用ニ利用セラレ飲用水ハ移住家屋毎ニ設備ヲナシ既ニ數十箇所ノ「手押ポンプ井戸」ヲ設置シタルニ其ノ水質極メテ良好ナリ

(ハ) 土質

砂質壤土ノ沖積土ナルカ故ニ地味肥沃ニシテ地表地下水共ニ任意ニ利用灌溉シ得

(ニ) 作物栽培ノ實例

桑ハ地區内ニ於テ縣立蠶業試驗場、縣立蠶業學校ノ試作又ハ圃場地ニ栽植シタルニ生育極メテ良好ニシテ古畑ニ劣ラス地區隣接地ハ有名ナル葡萄産地ニシテ早熟、品質、佳良ナルカ故ニ東都ニ於テ夙ニ高評ヲ博シ蔬菜ハ唐柏野菜ト稱スル縣下蔬菜ノ特産地ニシテ其ノ聲價ヲ高メツツアルハ世人ノ知ル所ナリ

(ホ) 土地ノ利用

總面積百十一町八段六畝歩ノ内九十九町歩ヲ開畑地トナシ六町歩ヲ開田スル見込ニシテ畑地ハ桑、雜穀、蔬菜、果樹ノ栽培ニ適シ農營上有利ノ地ナリ

(四) 移住者募集戸數

年度別移住家屋建築豫定ノ戸數ハ左記ノ計畫ニシテ昭和二年度分ハ既ニ家屋ヲ建設シ移住者ヲ收容ノ設備セリ

昭和二年 三十戸

昭和三年 三十戸

昭和四年 十戸

計 七十戸

(五) 移住時期

移住者ハ隨時招致シ開田、畑、計畫ニ基キ耕作區域ヲ移住者ニ選定セシム

(六) 移住者ノ待遇及保護的施設

移住者ノ耕作反別ハ一戸當リ凡ソ一町二、三反歩ヨリ一町五反歩迄ヲ標準トシ建坪十五坪ノ住宅ヲ一ヶ月貳圓ノ割合ニテ貸與ス本地區ニ於テハ地主及移住者一團トナリテ恒産互助組合ヲ組織シ土地ノ開拓ニ依リ相互ノ利益ヲ圖ルト共ニ共存共營ノ意義ニ基キ模範的農村ヲ創成シ自作農ヲ創成スルヲ以テ目的トスルモノニシテ該組合ハ移住者ノ生活保護、農耕ニ關スル費用貸付等主ナルモノトス

移住者ノ食糧ハ本年度ヨリ水田ノ共同耕作ニ依リテ得タル米ヲ全部人口ノ割合ニ平等分配(小兒ハ三分ノ一)ス地區全般ニ涉リ耕作上ノ指導ハ組合專屬ノ農業技術員ヲ常設シ耕種生産物販賣等一切ヲ指導監督ス

開墾地ニ對シ向フ三箇年乃至五箇年以内收益全部ハ移住者ノ收得ニシテ以後收益ノ分配ハ勞資協調ノ根本精神ニ基キ地主ト小作者間ニ於テ純收益ヲ平等ニ分配スルモノトス

自作農創成ハ昭和十一年ヨリ實行ノ豫定ニシテ夫レ以前ニ於テモ性質温良勤勉、他ノ模範トナルヘキ篤農者ニシテ將來永住ノ見込確實ナル者ニハ便法ヲ設ケテ土地ヲ特賣シ自作農タラシメ宅地一反歩及家屋ヲ無償讓與ス猶諸般ノ施設ニ關シテハ組合長小松導平宛照會アリタシ

(七) 移住者ニ對スル希望條件

身體强健克ク農業勞働ニ堪ヘ且ツ永住シ將來自作農タラムトスル思想堅實ナル者ニシテ移住者、地主間ニ組織スル恒産互助組合ニ加入シ確實ナル身元保證人二名以上ヲ要ス

●林第九八號

昭和三年二月四日

内務部長

支廳長殿

各市町村長殿

種苗供給ニ關スル件

輓近造林事業ノ發達ニ伴ヒ苗木ノ生産モ亦顯著ナル進步ヲ來シタリト雖種苗業者中往々不良種苗ノ供給ヲ爲シ爲ニ苗木ノ養成及植林事業上大ノ齟齬ヲ來スモノ有之ヤニ及聞候斯ノ如キハ斯業ノ振興上支障尠カラサルモノ可有之ト被存候條貴部内種苗業者ニ對シ此際右ノ趣旨篤ト御示達相成度依命此段及通牒候也

●教第四五號

昭和三年二月四日

學 務 部 長

(例規)

支 廳 長 殿

各 市 町 村 長 殿

其ノ年四月一日就學始期ニ達スル者ノ就學期日ニ關シ御問合ノ向モ有之候處右ハ左記ノ通ト御了知相成度候也

記

一、事故ニ依リ小學校令施行規則第八十二條ノ期日ニ入學シ能ハサルモノニ就テハ實際入學シタル日ヲ以テ就學ノ日トス

二、四月一日休日ニ相當シ市町村長カ入學日ヲ四月二日ト通知シタル場合前號以外ノ兒童ノ就學ハ四月一日ナリトス

●教第三五九號

昭和三年二月四日

支 廳 長 殿

各 市 町 村 長 殿

學 務 部 長

學齡兒童ノ取扱ニ關スル件

學齡兒童ニシテ就學猶豫又ハ保護者義務ノ免除ヲ要スル者ニ關シテハ目下極力御調査中ノコトトハ被存候處  
往々ニシテ處分ノ時期ヲ失セラルル向モ有之遺憾ノ點不尠候條之カ取扱ニ關シテハ客年二月四日教第五八四  
號學齡兒童就學猶豫、義務免除者ノ取扱方ニ關スル通牒ノ趣旨ニ基キ御措置ノ上就學ヲ猶豫スルハ小學校令  
施行規則實施ニ關スル規程第二十條ノ期限(二月二十日)迄ニ處分ノ上即時報告ヲ履行セラルルハ勿論保護者  
ノ義務ヲ免除スルニ當リテハ同規程第二十一條ノ期限(二月末日)迄ニ必ス認可申請ノ御取運ニ相成右期限當  
時其ノ事由充分ナルニ不拘後日ニ於テ之カ手續ヲ執ララルルカ如キコト無之様御留意相成度爲念及通牒候也

●社會第九一號

昭和三年二月四日

學 務 部 長

各市町村長殿

女工、漁夫其ノ他出稼人保護供給組合ニ關スル件

貴管下ニ於テ女工、漁夫其ノ他出稼人ノ保護供給ヲ目的トスル組合其ノ他ノ團體有之候ハハ左記事項御調査ノ上本月二十五日迄ニ御回報相成度此段及照會候也

追テ同期日迄ニ御通知ナキ向ハ該當事項ナキモノトシテ處理可致候

記

一、名稱及所在地

二、沿革

三、組織

四、目的及事業

設立目的

事業經營ノ現況

保護事業經營方法並成績(成績ハ最近一箇年間)

供給事業經營方法並成績(同)

供濟事業經營方法並成績(同)

其ノ他

五、維持方法

基本金

會費 基準、徵集方法(事實手數料共濟掛金タルモノハ其ノ旨記入ノコト)

手數料 基準徵收方法

掛金 共濟掛金ノ基準徵收方法

補助金 公共團體補助(基準アラハ其ノ率)

其ノ他

註

一、寄附金其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルモノ事實手數料、共濟掛金ニ類スルモノハ夫々手數料掛金

ニ準シ調査ノコト

二、昭和二年度豫算<sup>大正十五</sup>昭和元年度決算添付ノコト

昭和三年度出來ノモノハ添付ノコト

六、營利職業紹介事業取締規則適用ノ有無並勞働者募集取締令トノ關係

七、斯種組合等ニ對スル府縣ノ保護監督ノ方法並將來ノ方針

●社會第九六號

昭和三年二月四日

各市町村長殿

學 務 部 長

職業紹介事業ニ關スル件

貴管下ニ於テ職業紹介法若ハ營利職業紹介事業取締規則ニ據ラスシテ職業ノ紹介斡旋、勞務ノ供給請負其ノ他職業紹介類似ノ事業ヲ營ムモノ有之候ハハ左記ニ依リ御調査ノ上本月二十五日迄ニ御回報相成度此段及照會候也

追テ同期日迄ニ御通報ナキ向ハ該當事項ナキモノトシテ處理可致候

記

一、無料ノモノ

名 稱	所 在 地	組織及經營主體	取 扱 種 別	最近一箇年間ニ於ケル取扱概數	其ノ他參考事項

二、有料ノモノ (營利ノモノヲ含ム)

名 稱	所 在 地	組織及經營主體	取 扱 種 別	手數料額及徵收方法	最近一箇年間ニ於ケル取扱概數	其ノ他參考事項

備考

- 一、本調査ハ各種社會事業團體、勞働組合、同業組合、校友會、同窓會、供給組合、看護婦會、派出婦會、寄子入方業者勞力ノ供給又ハ請負業者、募集従事業者(勞働者募集ヲ業トシテ營ムモノ)其ノ他無料又ハ有料ヲ以テ職業ノ紹介斡旋勞務ノ供給請負其ノ他類似ノ行爲ヲ業トスル一切ノ團體又ハ個人ニ付調査セラレタシ(附帶事業トシテ之ヲ行フモノヲモ含ム)
- 二、「無料ノモノ」トハ手數料、會費、掛金、其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルニ不拘本事業ヲ營ム爲メ金錢其ノ他ノ財物ヲ受ケサルモノヲ云フ
- 三、「有料ノモノ」トハ手數料、會費、掛金其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルニ不拘本事業ヲ營ム爲メ金錢其ノ他ノ財物ヲ受クルモノヲ云フ、他ノ目的ノ爲ニ徴スル場合ニ於テモ本事業ノ報償トシテ受クルモノ亦同シ
- 四、船員職業紹介法ニヨルモノ及營利職業紹介取締規則第二十三條ニ該當スルモノハ本調査ヨリ除外セラレタシ

○彙報

●村長臨時代理者解職

昭和三年一月十九日

風間 寬

南牟婁郡御船村長臨時代理者ヲ解ク

●町村長異動

昭和三年一月十九日就職

南牟婁郡御船村長 風間 寬

昭和三年一月二十二日滿期退職

鈴鹿郡深伊澤村長 櫻井 邦太郎

●統計展覽會開催

阿山郡西柘植村ニ於テ二月十一十二日ノ二日間同村小學校ニ於テ統計展覽會ヲ開催シ一般ノ觀覽ニ供シ統計ノ民衆化ヲ計ル趣ヲ以テ同村ヨリ通知アリ從來ノ實績ニ徴スルニ其ノ出品物中ニハ極メテ優秀ナルモノアリテ統計主任者統計調査員等ノ參考資料トシテ有益ナルモノト認メラル

昭和三年二月四日印刷發行

# 三重縣廳

三重縣津市下部田千六百十九番ノ二

印刷兼販賣所 三重縣印刷所

振替口座番號 名古屋一四五〇六番

三重縣公報(第三種郵便物認可)

## ●農務第七七號

昭和三年二月四日

內務部長

支廳長殿

各市町村長殿

各都市茶業組合長殿

茶業關係長期出張技術員殿

茶業經營ニ關スル件

先般國立茶業試驗場ニ於テ開催セラレタル茶業組合中央會議所主催全國茶業技術員協議會ニ農林大臣ヨリ「茶業經營改善上必要ト認ムル事項並之カ普及上適切ナル指導方法如何」ニ付諮問相成候處別記ノ通答申有之候趣其ノ筋ヨリ通牒有之候ニ付テハ茶業ノ現況ニ鑑ミ極メテ適切ナル事項不尠ト被認候ニ付斯業獎勵上ノ參考ニ資セラレ度此段及移牒候也

別記

諮問事項答申

一、茶園ノ經營ニ關スル事項

甲、改善ヲ要スル主ナル事項

イ、荒廢茶園衰弱茶園混植茶園等ヲ適當ニ整理又ハ更新シ茶園ノ經營ヲ一層經濟的ナラシムルコト

ロ、肥料施用量ヲ増加スルト共ニ其ノ合理的施用方法ノ普及ヲ圖ルコト

ハ、氣候土質茶園ノ狀況等ニ鑑ミ之ニ適合セル剪技法ヲ普及シ收量ノ増加、葉質ノ向上、均一及摘採勞費ノ節減ヲ圖ルコト

ニ、地方ノ狀況ニ依リ茶葉摘採銜ヲ適當ニ利用シテ摘採能率ノ増進ト勞費ノ節減ヲ圖ルコト

ホ、雜駁ナル茶樹ヲ整理スルト共ニ優良ナルモノヲ選擇シテ栽培スルコト  
 ヘ、適當ナル方法ニヨリ摘採ノ適期ヲ調節シ勞力ノ緩和生産費ノ低減及品質ノ向上ヲ圖ルコト  
 ト、病蟲害其ノ他災害ノ防除ヲ勵行スルコト

乙、指導獎勵ノ方法

イ、適當ナル個所(成ルヘク多數)ニ模範茶園又ハ指導茶園等ヲ設置シ茶園經營ノ實地指導ニ資スルコト  
 ロ、肥料ノ共同購入、共同配合等ヲ獎勵シ且ツ優良ニシテ經濟的肥料ヲ使用セシムルコト  
 ハ、茶園ノ新設又ハ整理更新等ニ對シ助成ノ途ヲ講スルコト  
 ニ、間作綠肥ノ栽培及敷草ヲ獎勵スルコト  
 ホ、病蟲害其ノ他災害ノ共同防除ヲ獎勵スルコト

二、製茶ノ生産ニ關スル事項

甲、改善ヲ要スル主ナル事項

イ、優良ナル製茶機械ヲ利用シ工場設備ヲ完備シ製茶品質ノ改善ト生産費ノ節減トヲ圖ルコト  
 ロ、製造ハ自園自製主義ヲ基調トスルコト  
 ハ、止ムヲ得スシテ生葉ノ賣買ヲナス場合ニ於テハ適當ナル方法ニ依リ生葉生産者ト製造者トノ連絡ヲ圖ルコト

圖ルコト

ニ、共同製造ノ普及發達ヲ圖ルコト  
 ホ、適當ナル方法ニヨリ製茶燃料費ノ節減ヲ圖ルコト  
 ヘ、生葉ノ取扱方法ヲ改善シテ製茶品質ノ向上ヲ圖ルコト

乙、指導獎勵ノ方法

イ、機械製茶設備ノ新設又ハ之カ改善ニ對シ助成ノ途ヲ講スルコト

ロ、適當ナル個所ニ模範製茶場又ハ指導製茶場ヲ設置シテ經營ノ實地指導ニ資スルコト

ハ、機械製茶工場ニハ機械製茶ニ堪能ナル者ヲ置キ製造上ノ指導ヲ行ハシムルコト

ニ、共同製造助成ノ途ヲ講スルコト

三、販賣ニ關スル事項

甲、改善ヲ要スル主ナル事項

イ、製茶貯藏設備ノ改善充實ヲ圖リ製造後ニ於ケル品質ノ惡變ヲ防クト共ニ有利ニ販賣スルコト

ロ、製茶ノ荷造及包装ヲ改善シ輸送中ニ於ケル變質及脫漏等ニ依ル損害ノ防止ニ努ムルコトハ製茶賣買ノ際行ハルル歩引及粉引等ノ慣行アル地方ハ之ヲ廢スルコト

ニ、共同販賣ノ普及發達ヲ圖ルコト

乙、指導獎勵ノ方法

イ、製茶貯藏設備ノ改善充實ニ對シ助成ノ途ヲ講スルコト

ロ、茶業組合等ノ規約ヲ以テ容器、包装、荷造等ヲ統一スルコト

ハ、歩引、粉引等ノ慣行アル地方ニ於テハ茶業組合等ノ規約ヲ以テ之ヲ廢止スルコト

ニ、共同販賣ノ斡旋又ハ助成ヲ爲スコト

四、一般的事項

イ、府縣及茶業組合等ニ於ケル茶業技術員ノ茶業經營ニ關スル知識及技術ノ向上ヲ圖ルト共ニ主要産茶地ニシテ未タ其ノ設置ナキ地方ニアリテハ事情ノ許ス限り速ニ優秀ナル技術員ヲ設置シテ指導獎勵上遺憾ナキヲ期スルコト

ロ、産茶地ニ於ケル普通農事擔任ノ町村技術員又ハ町村農會技術員ニ對シ茶業經營ニ關スル知識及技術ヲ修得セシメ當業者ノ指導ヲ爲サシムル様適當ノ方法ヲ講スルコト

- ハ、講習、講話其ノ他適當ナル方法ニ依リ當業者ノ茶業經營ニ關スル知識及技術ノ普及向上ヲ圖ルコト
- ニ、茶業研究機關ニ於テ茶業經營ニ關スル調査研究ヲ遂ケ適當ナル方法ヲ以テ之ヲ發表シ指導ニ資スルコト但シ主要産茶地ニシテ研究機關ノ設置ナキ地方ニアリテハ事情ノ許ス限り速ニ之ヲ設置スルコト
- ホ、茶業ノ綜合的經營ヲ實施スル爲單位基礎團體ノ設置ヲ獎勵スルコト
- ヘ、農業倉庫業法ヲ適當ニ改正シ農業倉庫ノ取扱品目中ニ製茶ヲ指定シ生産者ヲシテ充分ニ之カ利益ヲ享受セシムルコト
- ト、茶業經營上工場ノ設備肥料ノ購入等ニ要スル資金ヲ低利ニ融通スルノ途ヲ講ルコト
- チ、製茶輸出貿易ノ消長ハ本邦茶業ノ死命ヲ制スルモノタルヘキヲ以テ官民一致之カ發展ヲ期スルコト